

令和7年度 豊田市立伊保小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

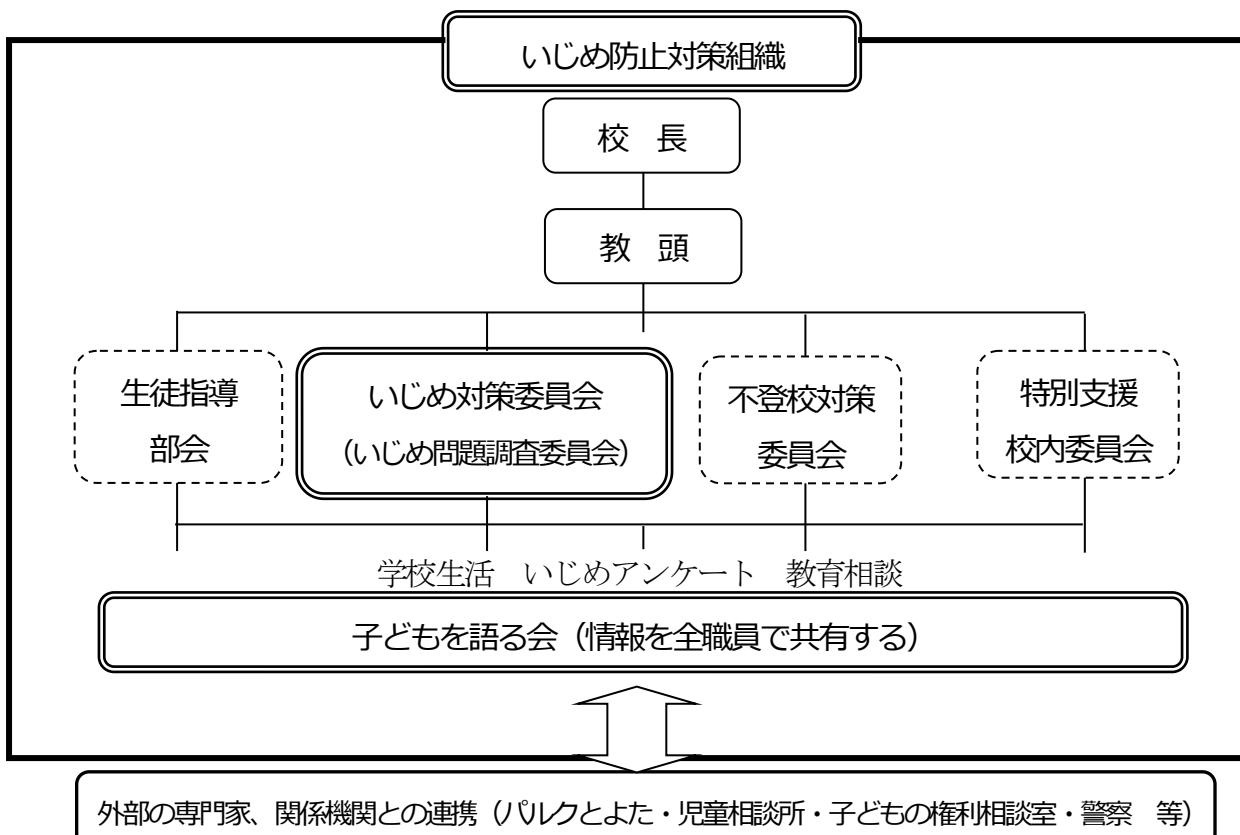
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、子ども、保護者、地域社会にとって信頼される場でなければならない。児童が安心して安全に過ごせる環境の中で、一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と誇りをもつことができる学校づくりに取り組んでいく。

学習や学校生活、行事等の様々な活動への児童の主体的な取組を大切にすると共に、「フレンド班活動」（縦割り班活動）を中心とした異学年交流などの取組を中心に、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「伊保小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員、保護者、地域代表による学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの現職教育で「いじめ防止対策マニュアル」を活用した研修を行う。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信す

る。

工 いじめへの対処

- ・いじめがあつた場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があつた場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | | |
|-----------------------------------|----------------|---------------|-------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導担当 | |
| ○学年主任 | ○養護教諭 | ○担任 等 | |
| ※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える | | | |
| ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー | | |
| ○主任児童委員 | ○学校アドバイザー | ○P.T.A代表者 等 | |

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童（生徒）の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童（生徒）の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
(フレンド班活動・きらり☆ともだちカード等)
- イ 児童の一人一人を大切にして、自己肯定感・自己有用感を育む指導に努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、望ましい体験活動を通して、命の大切さ、相手を思いやる心を育てる。(あいさつ運動・人権集会等)
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
(6月・10月・1月、および学級ごとに随時行う。)
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。(日記の活用)
- ウ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- オ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- カ 学習用タブレットから「先生聞いて」を使用して児童が、いじめに関する相談をしやすいようにし、教職員の共通理解のもと速やかに解決へ向けた対応をすることができるようとする。

(3) いじめへの対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。→パリレクに報告
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ(解消)と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に三者(本人・保護者・担任)に確認のもと、「解消」と判断する。→パリレクに報告

<いじめ解消の目安>

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 伊保小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ全教職員による学校自己評価(年に2回実施、10月、2月)及び保護者アンケート(年に1回実施、11月)を行い、その結果を集計・分析し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT 研修）を年2回（5月、10月）を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「伊保小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 事案を取り扱う際には、個人情報の保護について十分に留意する。

くいじめ防止の取組 年間計画

	いじめ防止対策に関する会議・研修等	特別活動の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童理解のための校内情報交換会（子どもを語る会）「第1回子どもを語る会」 ○学校いじめ防止基本方針の内容の確認 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふわふわことば」でみんななかよし（低学年） ○コミュニケーション力を高めよう「ふりかえりサイコロトーク」（低学年） ○コミュニケーション力を高めよう「できないことを伝える」（中高学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やスクールカウンセラーの相談活動について児童・保護者へお知らせ ○級訓を考える（めざす学級像） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童・保護者へのお知らせ ○身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会（全員） ○「伊保小学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○きらり友達カードの書き方呼びかけ（委員会） ○フレンド清掃、フレンド遊び（縦割り班活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラルに関する道徳授業 ○スマホケータイモラル講演会（5年） 		
6月			<ul style="list-style-type: none"> ○スマホケータイモラル講演会（3・4年） ○子どもの防犯教室（2・3・4年） ○Hyper-QU実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート（いじめに関するアンケート）」 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校アドバイザー会議
7月	○現職教育（パレク）	○「いぼりンピック」（縦割り班活動）	○スマホケータイモラル講演会（6年）		○個別懇談会（希望制）
8月	○中間評価→検証				
9月			○権利学習プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 □市独自の前期いじめ調査 	
10月	○全教職員学校自己評価（いじめに関する取組の検証）			<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート（いじめに関するアンケート）」 ○教育相談 	
11月			○人権に関する道徳授業 ○Hyper-QU実施		○保護者アンケート
12月		○きらり友達カード強調期間	<ul style="list-style-type: none"> ▽県警本部SNSに対する学習 		<ul style="list-style-type: none"> ○人権集会（2年、4年） ○個別懇談会（希望制）
1月	○いじめ対策委員会			<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ○教育相談 	
2月	○全教職員による学校自己評価（いじめに関する取組の検証）	○なわとび集会（縦割り班活動）		○「心のアンケート（いじめに関するアンケート）」	<ul style="list-style-type: none"> ○学校アドバイザー会議（学校自己評価と保護者アンケートの検討） ○SGさんに感謝する会
3月	○学校アドバイザー評価の結果の検証と、「基本方針」の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会（縦割り班活動） ○きらりともだちカード強調月間 	○生活目標「よいところをみつけて『ありがとう』をおくろう」	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	
通年	○児童理解のための校内情報交換会 「子どもを語る会」（毎月）	○縦割り班活動（フレンド遊び、フレンド掃除、いぼりンピック、6年生を送る会）	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動 ○善行表彰（きらりかがやき賞） ○認め合い（きらりともだちカード） ○自己有用を感じられる学級・学校づくり ○集会での講話（校長・生徒指導） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健東観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ○児童とふれあう中で、様子を把握する。 	